

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 公表特許公報(A)

(11) 特許出願公表番号

特表2015-530327

(P2015-530327A)

(43) 公表日 平成27年10月15日(2015.10.15)

(51) Int.Cl.

B65D 5/40 (2006.01)
B65D 85/10 (2006.01)

F 1

B 65 D 5/40
B 65 D 85/10

テーマコード(参考)

3 E 0 6 0
3 E 0 6 8

		審査請求 未請求 予備審査請求 未請求 (全 16 頁)
(21) 出願番号	特願2015-535061 (P2015-535061)	(71) 出願人 596060424
(86) (22) 出願日	平成25年10月8日 (2013.10.8)	フィリップ・モーリス・プロダクツ・ソシエテ・アノニム
(85) 翻訳文提出日	平成27年3月13日 (2015.3.13)	スイス国セアシュ-2000 ヌシャテル、ケ、ジャンルノー 3
(86) 國際出願番号	PCT/EP2013/070943	(74) 代理人 100092093
(87) 國際公開番号	W02014/056910	弁理士 辻居 幸一
(87) 國際公開日	平成26年4月17日 (2014.4.17)	(74) 代理人 100082005
(31) 優先権主張番号	12187776.5	弁理士 熊倉 賢男
(32) 優先日	平成24年10月9日 (2012.10.9)	(74) 代理人 100067013
(33) 優先権主張国	歐州特許庁 (EP)	弁理士 大塚 文昭
		(74) 代理人 100086771
		弁理士 西島 幸喜
		(74) 代理人 100109070
		弁理士 須田 洋之

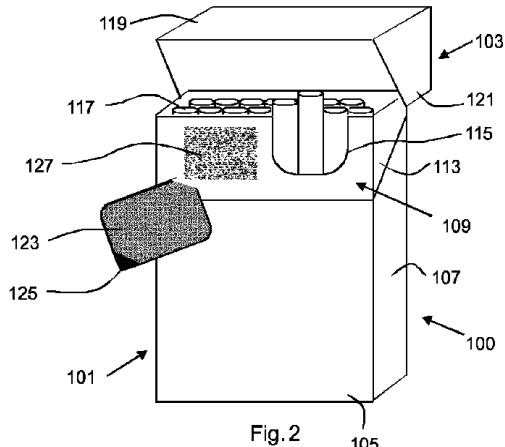
最終頁に続く

(54) 【発明の名称】接着ラベル付き容器

(57) 【要約】

消費財のための容器が提供されている。容器は、ボックスと、閉位置と開位置の間で移動可能なリッドとを含む外側ハウジングを含む。さらに容器は、ボックス内に取り付けられた第一の部分およびボックスの外側に伸びる第二の部分を持つ内側フレームを備えるが、ここでリッドが閉位置にあるとき、内側フレームの第二の部分はリッドの下にある。着脱可能接着ラベルは、内側フレームの第二の部分に貼り付けられる。内側フレームは、接着ラベルによって少なくとも部分的に覆われた少なくとも一つのしるしを含む。

【選択図】図2



【特許請求の範囲】**【請求項 1】**

消費財のための容器であって、
ボックスと、閉位置と開位置の間で移動可能なリッドを備えた外側ハウジングと、
前記ボックス内に取り付けられた第一の部分、および前記ボックスの外側に延びた第二の部分を持ち、ここで前記リッドが前記閉位置にあるとき、前記内側フレームの前記第二の部分が前記リッドの下にある、内側フレームと、
前記内側フレームの前記第二の部分に貼り付けられた着脱可能接着ラベルとを備え、
前記内側フレームが前記接着ラベルにより少なくとも部分的に覆われた少なくとも一つのしるしを含む容器。

10

【請求項 2】

前記内側フレームが前部壁を含み、前記前部壁が前記前部壁の上部端から延びる切り抜きを持つ、請求項1に記載の容器。

【請求項 3】

前記前部壁内の前記切り抜きが、前記前部壁の幅の約30パーセント～約90パーセントを占める、請求項2に記載の容器。

【請求項 4】

前記少なくとも一つのしるしが、前記切り抜きに隣接して横断する方向に位置する、請求項2または請求項3に記載の容器。

20

【請求項 5】

前記少なくとも一つのしるしが、前記切り抜きに隣接して長軸方向に位置する、請求項2～4のいずれか1項に記載の容器。

【請求項 6】

前記接着ラベルが、前記内側フレームと実質的に同一の外観を持つ、請求項1～5のいずれか1項に記載の容器。

【請求項 7】

前記接着ラベルが再び封じることのできる接着剤を含む、請求項1～6のいずれか1項に記載の容器。

【請求項 8】

前記接着ラベルが、前記ラベルの端部に隣接して接着剤のない部分を持つ、請求項1～7のいずれか1項に記載の容器。

30

【請求項 9】

前記少なくとも一つのしるしが前記内側フレームに印刷される、請求項1～8のいずれか1項に記載の容器。

【請求項 10】

前記少なくとも一つのしるしが前記内側フレームにデボス加工される、請求項1～9のいずれか1項に記載の容器。

【請求項 11】

請求項1～10のいずれか1項に記載の容器であって、さらに前記ボックス内に喫煙物品の内部パッケージを備え、前記内側フレームが前記内部パッケージの前記前部壁と前記ボックスの前記前部壁との間にある容器。

40

【請求項 12】

前記少なくとも一つのしるしが、前記内側フレーム内の少なくとも一つの切り抜きにより形成され、前記内部パッケージが前記少なくとも一つのしるしの切り抜きを通して見えるようにされた、請求項11に記載の容器。

【請求項 13】

前記内部パッケージが、前記内側フレームとは実質的に異なる色を持つ、請求項11または請求項12に記載の容器。

【請求項 14】

ボックスおよびリッドを含む消費者物品のための容器の内側フレーム上に適用されたし

50

るしを覆う接着ラベルの使用であって、前記内側フレームが、前記ボックス内に取り付けられた第一の部分と前記ボックスの外側に延びる第二の部分とを備え、前記リッドが閉位置にあるときに前記内側フレームの前記第二の部分が前記リッドの下にあり、また前記接着ラベルが前記内側フレームの前記第二の部分に貼り付けられる、接着ラベルの使用。

【請求項 15】

ボックスおよびリッドを含む消費者物品のための容器の内側フレーム上に適用されたしるしを覆う接着ラベルを使用する方法であって、前記内側フレームが、前記ボックス内に取り付けられた第一の部分と前記ボックスの外側に延びる第二の部分とを備え、前記リッドが閉位置にあるときに前記内側フレームの前記第二の部分が前記リッドの下にあり、また前記接着ラベルが前記内側フレームの前記第二の部分に貼り付けられる、接着ラベルを使用する方法。

10

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

【0001】

本発明は、消費財のための容器に関連する。この容器は特に、喫煙物品のための容器としての用途がある。

【0002】

パッケージ消費財、例えば、容器内の細長い喫煙物品は、折り曲げられた層状のプランクから形成されることが知られている。例えば、紙巻たばこおよび葉巻たばこなどの細長い喫煙物品は、一般に、喫煙物品を収容するボックスと、容器の後部壁を横切って延びるヒンジ線でボックスに連結されたリッドとを有する、ヒンジリッドパック入りで販売される。内側フレームは、たいていの場合、容器内に提供される。こうしたパックは、一般に一枚の層状の厚紙プランクから構成される。使用時、リッドはヒンジ線を中心として回転してパックを開き、ボックス内に保持されている喫煙物品へのアクセスが得られる。

20

【0003】

容器が消費者に追加的な情報を供給できるような、消費財のための新しい容器が提供されることが望ましい。

【0004】

発明の第一の態様によれば、消費財のための容器が提供されるが、これは、ボックス、および閉位置と開位置の間を移動可能なリッドを備えた外側ハウジングと、ボックス内に取り付けられた第一の部分、およびボックスの外側に延びる第二の部分を持ち、リッドが閉位置にあるときに、内側フレームの第二の部分がリッドの下にある内側フレームと、内側フレームの第二の部分に貼り付けられた着脱可能接着ラベルとを含み、ここで内側フレームは、接着ラベルによって少なくとも部分的に覆われた少なくとも一つのしるしを含む。

30

【0005】

本発明による容器は、リッドが開位置にあるときに容器の内側フレームから接着ラベルを除去することにより、消費者が外側ハウジング上では見えない追加情報にアクセスできるようになるため、有用である。

【0006】

「しるし」(indictumおよび複数形indicia)という用語は、少なくとも一つの視覚的または触覚的構成要素を持つ個別要素、または反復要素またはパターンを言及するために使用される。少なくとも一つのしるしは、テキスト、画像、文字、語句、ロゴ、パターンまたはその組合せの形態としる。少なくとも一つのしるしは、ブランドまたは製造元のロゴを含みうる。少なくとも一つのしるしは、消費者が更なる情報にアクセスできるようになる材料を含みうる。例えば、少なくとも一つのしるしは、ウェブサイト、電話番号または電子メールアドレスの詳細を含みうる。

40

【0007】

本書で使用するとき「下にある」という用語は、容器の第一の部分が、重なり合う容器の第二の部分よりも容器の内側に近いことを意味する。つまり、第一の部分は第二の部分

50

の下にある。逆に、「上にある」という用語は、容器の第二の部分が、第一の部分よりも容器の外側に近いことを意味するために使用しうる。この場合には、第二の部分は第一の部分の上にある。

【0008】

外側ハウジングは、ボックスおよびリッドを含む。ボックスは、それを通して消費財の出し入れが可能な開口部を持つことが好ましい。ボックスは、ボックス前部壁、ボックス左側壁、ボックス右側壁、ボックス後部壁およびボックス底部壁を含みうる。内側フレームは、内側フレーム前部壁、内側フレーム右側壁および内側フレーム左側壁を含みうる。内側ライナーの一部分は、ボックスの外側に延び、リッドが閉位置にあるときリッドの下にある。ボックスの前部壁の上部の上に延びるのは、内側フレームの前部壁があることが好ましい。

10

【0009】

本発明による容器の構成要素の相対的位置を描写するために使用される「前部」、「後部」、「上方」、「下方」、「側面」、「上部」、「底部」という用語およびその他の用語は、リッドが上部端にあり、消費財が上方端の前部から出し入れ可能な、直立位置にある容器について言及するものである。「左」および「右」という用語は、容器をその直立位置で前部から見たときの容器の側壁に言及して使用される。

【0010】

容器内の消費財は通常、内側ライナー内に包まれている。内側ライナーおよび消費財は、共に内部パッケージを形成する。内側ライナー内にある消費財を取り出すために、一般に予め穿孔された内側ライナーのセクションが、始めてパックを開く際に、消費者によって除去される。内側フレームは、ボックスと内側ライナーの間に取り付けられることが好ましい。始めて開く前に、充填された容器は、外側ラッパー内に包まれた状態でありうる。

20

【0011】

容器それ自体の設計は、しるしおよび接着ラベルの追加を考慮して変更する必要はない。したがって、少なくとも一つのしるしおよび接着ラベルを、既存の装置、技術および容器プランクに何らかの著しい修正をすることなしに、包装された消費財用の容器に容易に組み込むことができる。有利なことに、接着ラベルは、本発明による容器の製造および組立以外で内側フレームに貼り付けうる。特に、ラベルは、プリンターまたはコンバーターで、内側フレームにすでに貼り付けた状態にしる。その後、内側フレームは、例えば、通常の包装機械にスタッカフィードしる。別の方法として、内側フレームが供給されホイールから切断される場合、ラベル貼り付けは、巻かれている内側フレーム材料を巻き戻す領域で実施しる。このように、本発明を利用するため、現代的な高速包装機械への改造は行う必要はない。

30

【0012】

一つの実施形態で、内側フレームは前部壁を含み、前部壁は前部壁の上部端から延びる切り抜きを持つ。内側フレームの前部壁にある切り抜きは、ボックスからの消費財の取り出しを促進する。前部壁の切り抜きは、望ましい任意の形状としる。例えば、前部壁の切り抜きは半円形または長方形としる。切り抜きは、前部壁の望ましい任意の位置に位置しる。例えば、切り抜きは、前部壁の中心に、前部壁の中心と前部壁の一方の端の間に、または前部壁の一方の端に位置し得る。

40

【0013】

前部壁の切り抜きは、望ましい任意の幅を持ちうる。前部壁の切り抜きは、前部壁の幅のうち約30パーセント～約90パーセントを占めることが好ましい。

【0014】

少なくとも一つのしるしは、内側フレームの前部壁上としる。少なくとも一つのしるしを適用しる、利用可能な内側フレームの表面積を増加させるために、容器を開いた際に内側フレームのより広い領域が露出するように、内側フレームの前部壁および容器の前部壁のうち少なくとも一つを適応させうる。例えば、容器の開閉時に折り曲げられたパネ

50

ルを開いて、追加的な情報伝達スペースを見せることができる。

【0015】

少なくとも一つのしるしは、切り抜きに隣接して横断する方向に位置しうる。少なくとも一つのしるしが切り抜きに隣接して横断する方向に位置する場合、少なくとも一つのしるしは、容器を横断する方向に切り抜きに隣接する。すなわち、少なくとも一つのしるしは、内側フレームの前部壁上の、切り抜きの一方の側に位置しうる。別の方法として、切り抜きが前部壁の中心または前部壁の中心と前部壁の一方の端の間に位置する場合、少なくとも一つのしるしは切り抜きの両側の前部壁上に位置しうる。

【0016】

少なくとも一つのしるしは、切り抜きに隣接して長軸方向に位置しうる。少なくとも一つのしるしが切り抜きに隣接して長軸方向に位置する場合、少なくとも一つのしるしは容器の長軸方向に切り抜きに隣接する。例えば、少なくとも一つのしるしは、切り抜きの下の内側フレームの前部壁の目に見える領域に位置しうる。

10

【0017】

少なくとも一つのしるしは、切り抜きに隣接して横断する方向に、および切り抜きに隣接して長軸方向に、位置しうる。例えば、少なくとも一つのしるしは、内側フレームの前部壁上に、切り抜きの下、および切り抜きの一方または両方の側のどちらにも位置しうる。少なくとも一つのしるしは、切り抜きの周辺に成形しうる。例えば、切り抜きが前部壁の中心、または前部壁の中心と前部壁の一方の端の間に位置する場合、少なくとも一つのしるしは、U字形としうる。例えば、切り抜きが前部壁の目に見える領域の一端に位置する場合には、少なくとも一つのしるしは、L字形としうる。

20

【0018】

少なくとも一つのしるしが、複数のしるし、またはしるしの一部を含む場合、しるしまたは部分は、内側フレームの同一または異なる部分上とすることも、同一または異なるサイズおよび形状を持つこともできる。

【0019】

着脱可能接着ラベルは、接着ラベルが除去されるまで、少なくとも一つのしるしが消費者に見えないように位置付けられることが好ましい。着脱可能接着ラベルは、少なくとも一つのしるしが接着ラベルによって完全に覆われるよう、少なくとも一つのしるしの上に位置付けられることが好ましい。リッドが閉位置にあるとき、接着ラベルは容器の外からは見えないことが好ましい。よって、接着ラベルは、容器それ自体によって保護される。さらに、接着ラベルは、消費者にとって驚きの要素としての役目をしうる。

30

【0020】

接着ラベルは、内側フレームの前部壁上としうる。接着ラベルを取り付けうる利用可能な内側フレームの表面積を増加させるために、容器を開いた際に内側フレームのより広い領域が露出するように、内側フレームの前部壁および容器の前部壁のうち少なくとも一つを適応させうる。

【0021】

接着ラベルが貼り付けられる内側フレームの表面には、接着ラベルをしっかりと貼り付けうるが容易に取り外せるような材料で形成しうる。この目的での適切なシート材料、コーティングおよび接着剤は、知られている。

40

【0022】

少なくとも一つのしるしが切り抜きに隣接して横断する方向に位置する場合、接着ラベルも切り抜きに隣接して横断する方向に位置することが好ましい。少なくとも一つのしるしが切り抜きに隣接して長軸方向に位置する場合、接着ラベルも切り抜きに隣接して長軸方向に位置することが好ましい。接着ラベルは、少なくとも一つのしるしと実質的に同一の形状を持ちうる。別の方法として、接着ラベルは、少なくとも一つのしるしとは異なる形状を持ちうる。

【0023】

いったん接着ラベルが内側フレームから取り除かれたら、ラベルは破棄することも、ま

50

たは多数の異なる目的で使用することもできる。例えば、消費財が内側ライナー内に含まれている場合、接着ラベルは、使用間で内側ライナーを再び封じるために使用しうるよう適応させうる。これによって、有利なことに、容器が初めて開かれた後で消費財が内側ライナー内に保護されうる。別の実施形態で、接着ラベルは、装飾目的で内側フレームまたは容器の外部表面に貼り付けうるよう適応させうる。接着ラベルは、内側フレームまたは容器の外部表面に貼り付けられた後で、消費者に対して追加的な情報を見せるように適応させうる。

【0024】

接着ラベルは、印刷またはその他の方法で装飾しうる。接着ラベルは、例えば、内側フレーム上のデザインを変更または強調するために使用されうる。接着ラベルは、内側フレームと実質的に同一の外観を持つことが好ましい。接着ラベルは、接着ラベルが貼り付けられる内側フレームの部分と実質的に同一の外観を持つことが好ましい。例えば、接着ラベルが内側フレームの前部壁に貼り付けられる場合、接着ラベルは内側フレームの前部壁と同一の外観を持つことが好ましい。例えば、接着ラベルは、内側フレームと実質的に同一の色としうる。例えば、接着ラベルは、内側フレームと実質的に同一の質感としうる。

10

【0025】

接着ラベルが容器の外側表面に貼り付けられるよう適応される場合、接着ラベルは、容器の外側表面のデザインを変化または強調するため、または容器の外観を個人化するために使用しうる。接着ラベルが容器の外側表面に貼り付けられるように適応される場合、接着ラベルは、容器の任意のヒンジ線と一致する穿孔の列など、一つ以上の虚弱線を含みうる。これは、少なくとも一つの接着ラベルが、その内部にある消費財を取り出すために容器の開口部を妨げないようにするためである。

20

【0026】

別の方法としてまたは追加的に、接着ラベルまたはしるしは、消費者によって放出される風味物質を含みうる。例えば、風味は、消費者が破裂させて風味を放出しうるマイクロカプセルに封じ込めうる。

【0027】

接着ラベルは、例えば、カラーフィルターまたは偏光フィルターなどの光学フィルターを含めて、消費者がフィルターを通してみると情報を見る能够性を有するようにしうる。接着ラベルは、一定パターンの穴を含めて、例えば、接着ラベルが内側フレームまたは容器の特定部分に貼り付けられるとき、例えば、隠されたメッセージを明らかにするために、消費者が穴を通して情報を見る能够性を有するようにしうる。接着ラベルは、追加的な特徴を含めて、消費者がラベルを使用して、容器または内側フレームにある更なる情報を見たり明らかにできるようにしうる。

30

【0028】

接着ラベルは、ラベルを、内側フレームから取り外して、内側フレームまたは容器の異なる部分に何回も取り付け直すことができるよう、再び封じることができる接着剤を含みうる。これは、内側ライナーを閉じるために接着ラベルの使用が意図されている場合に特に有用であるが、それは消費財に個々にアクセスするために内側ライナーを繰り返し開閉できるためである。この場合に、再び封じることができる接着剤によって、容器が空になるまで内側ライナーを再び封じるために使用できるよう、少なくとも内側ライナー内にある消費財の数の回数だけ、ラベルを再び貼り付けるために十分な接着が供給されことが好ましい。内側ライナーは、消費財を取り出すために、内側ライナー内に開口部が提供されるように適応されうる。開口部は、容器が初めて開かれたときに形成され、その後、接着ラベルの手段により使用間に再び封じることが好ましい。

40

【0029】

一つの望ましい実施形態において好ましい、接着ラベルは、ラベルの一端に隣接した、接着剤のない部分を含みうる。これは、内側フレームからの接着ラベルの取り外しを促進するのに有用でありうる。接着剤のない部分は、ラベルの角であることが好ましい。接着剤のない部分は、消費者が接着剤のない接着ラベルの部分を容易に識別できるように、ラ

50

ベルの残りの部分とは異なる外観を持ちうる。接着剤のない部分は、リッドが開位置にあるとき、内側フレームから突き出しうる。

【0030】

少なくとも一つのしるしは、内側フレームの前部壁上としうる。別の方法としてまたは追加的に、少なくとも一つのしるしは、内側フレームの側壁上としうる。

【0031】

一つの実施形態で、少なくとも一つのしるしは、内側フレーム上に印刷される。しるしは、しるしによって消費者に触感を提供しうるよう、内側フレームに貼り付けうる。例えば、しるしは、しるしが内側フレームから突き出て、消費者が触ることができるよう、ハイストラクチャーインクを使用して、内側フレームに印刷しうる。しるしはまた、しるしが消費者にも見えるよう、可視インクで印刷しうる。あるいは、消費者は、しるしを触ることができるが、しるしを見ることはできないようにしうる。接着ラベルの厚みおよび色、ならびに印刷されたしるしの色は、接着ラベルが取り外されるまで、少なくとも一つのしるしが消費者には見えないように選択しうる。

10

【0032】

別の実施形態において、少なくとも一つのしるしは、内側フレームにデボス加工される。これは、しるしは接着ラベルを通して消費者が触ることができないため有用である。したがって、しるしは、接着ラベルが取り外されたときに、消費者にとって驚きの要素としての役目をしうる。別の方法として、しるしは、内側フレームにエンボス加工しうる。これは、接着ラベルが取り外される前に、消費者が少なくとも一つのしるしに気付くことが望ましい場合に、有用でありうる。

20

【0033】

別の方法として、しるしは内側フレームの切り抜きとしうる。例えば、しるしは、内側フレームから打ち抜いたものとしうる。これによって、内側フレームを通して消費財または内側ライナーが明らかにされうる。

【0034】

つまり、しるしは、内側フレームと一体型（例えば、内側フレームの切り抜き）とすることも、あるいは別個なものとして、内側フレームに適用（例えば、内側フレームに印刷）することもできる。

30

【0035】

少なくとも一つのしるしが複数のしるしを含む場合、しるしは、同一または異なる機構によって内側フレーム上に形成しうる。

【0036】

一つの実施形態で、容器はさらにボックス内に喫煙物品の内部パッケージを備え、内側フレームは内部パッケージの前部壁とボックスの前部壁との間にある。その実施形態で、少なくとも一つのしるしは、内部パッケージは少なくとも一つのしるしの切り抜きを通して見えるよう、内側フレーム内の少なくとも一つの切り抜きにより形成しうる。内部パッケージは、内側フレームとは実質的に異なる色としうる。これは、消費者にとって審美的に心地よい外観を創出しうる。

40

【0037】

一つの実施形態で、接着ラベルは、リッドが開位置にあるときに少なくとも一つの更なるしるしが見えるように位置付けされた、少なくとも一つの更なるしるしを含む。例えば、接着ラベルは、外側表面に少なくとも一つの更なるしるしを含みうる。少なくとも一つのしるしに関連して描写された任意の特徴は、少なくとも一つの更なるしるしにも適用されうる。

【0038】

少なくとも一つの更なるしるしが提供される場合、消費者に情報を伝えるために、少なくとも一つのしるしおよび少なくとも一つの更なるしるしの組み合わせが必要な場合がある。少なくとも一つの更なるしるしが提供される場合、容器は、更なる接着ラベルが取り除かれるまで少なくとも一つの更なるしるしが消費者に見えないように配置された、更な

50

る着脱可能接着ラベルを含みうる。

【0039】

互いに同一または異なるサイズおよび形状とし、多数の接着剤ラベルを内側フレーム上に提供し、容器の外部を装飾する目的で意図されている場合、多数の接着剤ラベルは、互いに同一または異なるグラフィックまたはテキストを提供し、複数のしるしが内側フレーム上に提供される場合、それぞれのしるしは対応する接着ラベルを持ちうる。別的方法として、異なる数の接着剤ラベルおよびしるしが存在し、接着ラベルが取り除かれるまで、どのしるしも消費者に見えないように、単一の接着ラベルを多数のしるし用に提供し、

【0040】

容器は、消費財を収容するために任意の適切な形態をとりうる。例えば、容器は、消費財を収容するボックスに連結された一つ以上のヒンジリッドを持つ、ヒンジリッド容器とし、別の方法として、容器は、外側シェル内に取り付けられた消費財を収容するための内側スライドを持つ、スライド・アンド・シェル容器とし、容器がスライド・アンド・シェル容器である場合、外側シェルまたは内側スライドは、一つ以上のヒンジリッドを含みうる。容器の形態がどんなものであれ、接着ラベルは、消費者がリッドを開いたときに自動的に取り外されるように適応されうる。こうして、リッドを開位置に移動させる消費者の行為によって、消費者に対して少なくとも一つのしるしまたは少なくとも一つのしるしの部分を自動的に明らかにし、

【0041】

容器、内側フレーム、内側ライナーおよび外側ラッパーは、厚紙、ボール紙、プラスチック、金属、またはその組み合わせを含むがこれに限定されない、任意の適切な材料から形成し、容器は、一つ以上の折り曲げられた層状の厚紙プランクから形成しうることが好ましい。厚紙の重さは、約100グラム/平方メートル～約350グラム/平方メートルであることが好ましい。

【0042】

内側ライナーは、金属箔または金属化紙で形成されることが好ましい。

【0043】

外側ラッパーは、例えば、高密度または低密度のポリエチレン、ポリプロピレン、方向性ポリプロピレン、ポリ塩化ビニリデン、セルロースフィルム、またはその組み合わせの透明高分子フィルムであることが好ましく、また外側ラッパーは、従来的な方法で適用される。外側ラッパーは、開封テープを含みうる。さらに、外側ラッパーは、画像、消費者情報またはその他のデータと共に印刷し、

【0044】

本発明による容器は、長軸方向の直角の端および横断する直角の端を持つ直方体の形状とし、別の方法として、容器は、一つ以上の長軸方向の丸み付きの端、横断する丸み付きの端、長軸方向の面取り付きの端または横断する面取り付きの端、またはその組み合わせを含みうる。例えば、本発明による容器は、限定されないが以下を含みうる。

【0045】

- 前部壁の1つまたは2つの長軸方向の丸み付きの端または面取り付きの端、および/または後部壁の1つまたは2つの長軸方向の丸み付きの端または面取り付きの端。

【0046】

- 前部壁の1つまたは2つの横断する丸み付きの端または面取り付きの端、および/または後部壁の1つまたは2つの横断する丸み付きの端または面取り付きの端。

【0047】

- 前部壁の1つの長軸方向の丸み付きの端および1つの長軸方向の面取り付きの端、および/または後部壁の1つの横断する方向の丸み付きの端および1つの横断する方向の面取り付きの端。

【0048】

- 前部壁の1つまたは2つの横断する丸み付きの端または面取り付きの端、および後部壁

10

20

30

40

50

の1つまたは2つの長軸方向の丸み付きの端または面取り付きの端。

【0049】

- 第一の側壁の2つの長軸方向の丸み付きまたは面取り付きの端、または第二の側壁の2つの横断する方向の丸み付きまたは面取り付きの端。

【0050】

容器が一つ以上の丸み付きの端を含み、一つ以上の層状のプランクから製作されている場合、プランクは、組み立てられた容器内でそれぞれの丸み付きの端を形成する3、4、5、6または7本の横罫線または縦罫線を含むことが好ましい。横罫線または縦罫線は、容器の内側、または容器の外側のいずれかとしうる。横罫線または縦罫線は、互いに約0.3 mm ~ 4 mmの間隔を持つことが好ましい。

10

【0051】

縦罫線または横罫線の間隔は、層状のプランクの厚みの関数であることが好ましい。縦罫線または横罫線の間隔は、層状のプランクの厚みの約0.5 ~ 約4倍であることが好ましい。

。

【0052】

容器が一つ以上の面取り付きの端を含む場合、面取り付きの端の幅は、約1 mm ~ 約10 mmであることが好ましく、約2 mm ~ 約6 mmであることが好ましい。別 の方法として、容器は、2つの明確な面取りが容器の端上に形成されるように間隔をおいた、3本の平行な縦罫線または横罫線により形成された二重面取りを含みうる。

20

【0053】

容器が面取り付きの端を含み、一つ以上の層状のプランクから製作されている場合、面取りは、層状のプランクにある2本の平行な縦罫線または横罫線により形成されうる。縦罫線または横罫線は、第一の壁と第二の壁の間のエッジに対して対称的に配列しうる。別 の方法として、縦罫線または横罫線は、面取りが容器第二の壁内よりも容器の第一の壁内に深く達するように、第一の壁と第二の壁の間の端に対して非対称的に配列しうる。

【0054】

別 の方法として、容器は、例えば、多角形（三角形または六角形など）、または橢円形、半橢円形、円形または半円形といった、非長方形の横断断面を持ちうる。

【0055】

本発明による容器は、例えば、紙巻たばこ、葉巻たばこまたはシガリロなど、細長い喫煙物品用のパックとしての特定用途がある。当然のことながら、その寸法を適切に選択することにより、本発明による容器は、異なる数の従来サイズ、キングサイズ、スーパーキングサイズ、スリムまたはスーパースリムの紙巻たばこ用に設計しうる。

30

【0056】

その寸法の適切な選択によって、本発明による容器は、異なる合計数の喫煙物品、または異なる配列の喫煙物品を保持するよう設計しうる。例えば、その寸法の適切な選択によって、本発明による容器は、合計10 ~ 30の喫煙物品を保持するよう設計しうる。

【0057】

容器内の喫煙物品は、喫煙物品の合計数に応じて、異なる並べ方で配列しうる。例えば、喫煙物品は、1列の6、7、8、9または10個で配列しうる。別 の方法として、喫煙物品は2列以上で配列しうる。2列以上の列は、同一の数の喫煙物品を含みうる。例えば、喫煙物品は、2列の5、6、7、8、9または10個、3列の5または7個、または4列の4、5または6個で配列しうる。別 の方法として、2列以上の列は、互いに異なる数の喫煙物品を含む少なくとも2列を含みうる。例えば、喫煙物品は、5列および6列（5-6）、6列および7列（6-7）、7列および8列（7-8）、中央の5列および両外側の6列（6-5-6）、中央の5列および両外側の7列（7-5-7）、中央の6列および両外側の5列（5-6-5）、中央の6列および両外側の7列（7-6-7）、中央の7列および両外側の6列（6-7-6）、中央の9列および両外側の8列（8-9-8）、または中央の6列、一方の外側の5列および一方の外側の7列（5-6-7）で配列しうる。

40

【0058】

50

本発明による容器は、同一のタイプまたはブランドの、または異なるタイプまたはブランドの喫煙物品を保持しうる。さらに、フィルターなし喫煙物品および各種フィルターチップ付きの喫煙物品の両方を含みうるほか、異なる長さ（例えば、約40 mm～約180 mm）、直径（例えば、約4 mm～約9 mm）の喫煙物品も含みうる。さらに、喫煙物品は、味覚の強度、吸込みに対する抵抗および合計粒状物質の送達が異なりうる。容器の寸法は、喫煙物品の長さ、および喫煙物品の並べ方に適応させることが好ましい。一般に、容器の外側寸法は、容器内に収容された喫煙物品の束の寸法よりも約0.5 mm～約5 mmだけ大きい。

【0059】

本発明による容器の閉位置での長さ、幅および奥行きは、容器の結果的な全体的寸法は、20本の紙巻たばこの典型的な使い捨てヒンジ・リッドパックの寸法と類似したものとし10うる。

【0060】

本発明による容器の高さは約60 mm～約150 mmであることが好ましく、高さが約70 mm～約125 mmであることがより好ましいが、ここで高さは、容器の上部壁から底部壁までを測定したものである。

【0061】

本発明による容器の幅は約12 mm～約150 mmであることが好ましく、幅が約70 mm～約125 mmであることがより好ましいが、ここで幅は、容器の一方の側壁から他方の側壁までを測定したものである。

【0062】

本発明による容器の奥行きは約6 mm～約100 mmであることが好ましく、奥行きが約12 mm～約25 mmであることがさらに好ましいが、ここで奥行きは、容器の前部壁から後部壁までを測定したものである（ボックスとリッドの間のヒンジを含む）。

【0063】

容器の高さ対容器の奥行きの比は、約0.3対1～約10対1であることが好ましく、約2対1～約8対1であることがさらに好ましく、約3対1～5対1であることが最も好ましい。

【0064】

容器の幅対容器の奥行きの比は、約0.3対1～約10対1であることが好ましく、約2対1～約8対1であることがさらに好ましく、約2対1～3対1であることが最も好ましい。

【0065】

喫煙物品の束を収容するだけでなく、容器はさらに、例えば、マッチ、ライター、消火手段、口臭フレッシュまたは電子装置などのその他の消費財を含みうる。その他の消費財は、容器の外側に取り付ける、容器内に喫煙物品に沿って容器の別の区画内に含める、またはその組み合わせとし10うる。

【0066】

本発明による容器の外部表面は、製造元またはブランドのロゴ、商標、スローガンおよびその他の消費者情報およびしるしで、印刷、エンボス加工、デボス加工またはその他の方法で装飾しうる。

【0067】

本発明の更なる態様は、ボックスおよびリッドを含む消費者物品のための容器の内側フレーム上に適用されたしるしを覆う接着ラベルの使用であって、内側フレームが、ボックス内に取り付けられた第一の部分とボックスの外側に延びる第二の部分とを備え、リッドが閉位置にあるときに内側フレームの第二の部分がリッドの下にあり、また接着ラベルが内側フレームの第二の部分に貼り付けられる、接着ラベルの使用を対象とする。

【0068】

本発明の更なる態様によれば、ボックスおよびリッドを含む消費者物品のための容器の内側フレーム上に適用されたしるしを覆う接着ラベルを使用する方法であって、内側フレームが、ボックス内に取り付けられた第一の部分とボックスの外側に延びる第二の部分とを備え、リッドが閉位置にあるときに内側フレームの第二の部分がリッドの下にあり、また接着ラベルが内側フレームの第二の部分に貼り付けられる、接着ラベルを使用する方法

10

20

30

40

50

が提供される。

【0069】

本発明は、以下の添付図面を参照しながら、例示としてのみであるがさらに説明する。

【図面の簡単な説明】

【0070】

【図1】図1は、接着ラベルが内側フレームの前部壁上の所定位置にある、本発明の実施形態による容器の正面図を示す。

【図2】図2は、接着ラベルのほぼ全体が内側フレームの前部壁から除去された状態の図1の容器を示す。

【発明を実施するための形態】

【0071】

図1は、発明の実施形態による容器100を示す。容器100は直方体であり、ボックス101、および容器100の後部壁に沿って実質的に水平に伸びるヒンジ線に沿ってボックス101にヒンジで取り付けられたリッド103を含む。ボックス101は、ボックス前部壁105、ボックス左側壁、ボックス右側壁107、ボックス後部壁およびボックス底部壁を含む。

【0072】

内側フレーム109は、容器100のボックス101内に取り付けられる。内側フレーム109は、それぞれボックス前部壁105、ボックス左側壁およびボックス右側壁107の内部表面に連結されている、内側フレーム前部壁111、内側フレーム左側壁および内側フレーム右側壁113を含む。この実施形態で、内側フレーム109の前部壁111は、前部壁の上部の自由端に切り抜き115を含む。

【0073】

紙巻たばこ117の束は、容器100のボックス101内の内側フレーム109内に収容される。内側フレーム109の前部壁111にある切り抜き115は、ボックス101からの紙巻たばこ117の取り出しを促進する。紙巻たばこ117の束は、内側ライナー（図示せず）内に包まれる。ボックス101、リッド103および内側フレーム109の全体的なサイズおよび構造は、既知のヒンジリッド紙巻たばこパックのそれと実質的に同一である。

【0074】

図1で、リッド103は開位置にある。ボックス101の上方側は開いており、それを通して紙巻たばこ117の取り出しができる上方開口部が提供されている。リッド103は、リッド前面壁119、リッド左側壁、リッド右側壁121、リッド後方の壁およびリッド上部の壁を持つ。リッド103が閉位置にあるとき、容器100は閉じ、リッド103の壁の自由端がボックス101の壁の自由端と接する。したがって閉位置で、リッド103の壁は、ボックス101の対応する壁の延長を形成し、容器100の壁を定義する。

【0075】

本発明による容器100の構成要素の相対的位置を描写するために使用される「前部」、「後部」、「上方」、「下方」、「側面」、「上部」、「底部」という用語およびその他の用語は、リッド103が上部端にあり、ヒンジ線が後方にある、直立位置にある容器について言及するものである。「左」および「右」という用語は、容器100をその直立位置で前部から見たときの容器の側壁に言及して使用される。直立位置にある容器が開いているとき、ボックス101内の内側フレーム109に含まれている紙巻たばこ117は、容器100の上方端から取り出しうる。

【0076】

初めて開く前に、容器100は、透明フィルムで形成された外側ラッパー（図示せず）で、従来的な方法で包まれた状態である。

【0077】

図1の実施形態で、着脱可能接着ラベル123は、内側フレーム109の前部壁111に貼り付けられる。ラベル123は、消費者によるラベル123の取り外しが促進されるよう、接着剤のない部分125を含む。部分125は、消費者が容易に接着剤のない部分125を識別できるよう、ラベル123の残りの部分とは異なる外観を持つ。

10

20

30

40

50

【 0 0 7 8 】

図2は、接着ラベル123のほぼ全体が内側フレーム109の前部壁105から除去された状態の図1の容器100を示す。ラベル123は、ラベル123の部分125を掴む消費者によって剥がされている。ラベル123の取り外しによって、しるし127（図2で概略的に表示）が明らかとなつたが、これは、個別要素または反復的な要素またはパターンを含みうる。

【 0 0 7 9 】

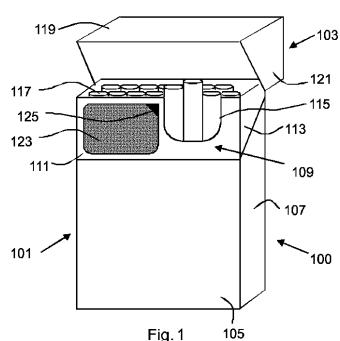
ラベル123の接着剤は、ラベル123が内側フレーム109の前部壁105から取り外されることができ、その後、もう1回貼り付けられることが好ましく、多数回貼り付けられることがより好ましい。

【 0 0 8 0 】

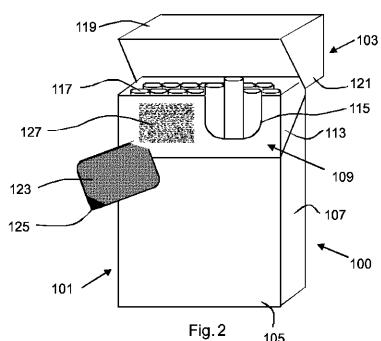
容器100は、従来型の装置および方法を使用して充填および組立がなされ、内側フレーム109に着脱可能接着ラベル123を追加するための従来型の機械を含めるよう修正しうる。

10

【 図 1 】



【 図 2 】



【国際調査報告】

INTERNATIONAL SEARCH REPORT

International application No
PCT/EP2013/070943

A. CLASSIFICATION OF SUBJECT MATTER
INV. B65D85/10
ADD.

According to International Patent Classification (IPC) or to both national classification and IPC

B. FIELDS SEARCHED

Minimum documentation searched (classification system followed by classification symbols)
B65D

Documentation searched other than minimum documentation to the extent that such documents are included in the fields searched

Electronic data base consulted during the international search (name of data base and, where practicable, search terms used)

EPO-Internal

C. DOCUMENTS CONSIDERED TO BE RELEVANT

Category*	Citation of document, with indication, where appropriate, of the relevant passages	Relevant to claim No.
X	WO 00/32499 A1 (GD SPA [IT]; DRAGHETTI FIORENZO [IT]; COLO CHIARA [IT]; LI VIGNI ANGEL) 8 June 2000 (2000-06-08) page 4, line 5 - page 8, line 26; figures 6,7 ----- DE 603 03 549 T2 (GD SPA [IT]) 7 December 2006 (2006-12-07) paragraph [0017] - paragraph [0037]; figures 2,5 ----- US 6 364 106 B1 (FAGG BARRY SMITH [US] ET AL) 2 April 2002 (2002-04-02) column 3, line 60 - column 5, line 20; figures 1,2 ----- -/-	1-15
X		1-15
X		1-15

Further documents are listed in the continuation of Box C.

See patent family annex.

* Special categories of cited documents :

- "A" document defining the general state of the art which is not considered to be of particular relevance
- "E" earlier application or patent but published on or after the international filing date
- "L" document which may throw doubts on priority claim(s) or which is cited to establish the publication date of another citation or other special reason (as specified)
- "O" document referring to an oral disclosure, use, exhibition or other means
- "P" document published prior to the international filing date but later than the priority date claimed

"T" later document published after the international filing date or priority date and not in conflict with the application but cited to understand the principle or theory underlying the invention

"X" document of particular relevance; the claimed invention cannot be considered novel or cannot be considered to involve an inventive step when the document is taken alone

"Y" document of particular relevance; the claimed invention cannot be considered to involve an inventive step when the document is combined with one or more other such documents, such combination being obvious to a person skilled in the art

"&" document member of the same patent family

Date of the actual completion of the international search

Date of mailing of the international search report

6 December 2013

02/01/2014

Name and mailing address of the ISA/
European Patent Office, P.B. 5818 Patentlaan 2
NL - 2280 HV Rijswijk
Tel. (+31-70) 340-2040,
Fax: (+31-70) 340-3016

Authorized officer

Lämmel, Gunnar

INTERNATIONAL SEARCH REPORT

International application No
PCT/EP2013/070943

C(Continuation). DOCUMENTS CONSIDERED TO BE RELEVANT

Category*	Citation of document, with indication, where appropriate, of the relevant passages	Relevant to claim No.
A	US 2005/247583 A1 (KOETTER STEPHEN [US] ET AL) 10 November 2005 (2005-11-10) paragraph [0006] - paragraph [0014]; figures 1-4 -----	1-15
A	EP 2 431 300 A1 (PHILIP MORRIS PROD [CH]) 21 March 2012 (2012-03-21) paragraph [0056] - paragraph [0072]; figures 1,2 -----	1-15

INTERNATIONAL SEARCH REPORT

Information on patent family members

International application No

PCT/EP2013/070943

Patent document cited in search report		Publication date		Patent family member(s)		Publication date
WO 0032499	A1	08-06-2000		AU 1174100 A		19-06-2000
				BR 9908037 A		28-11-2000
				CN 1289301 A		28-03-2001
				EP 1053190 A1		22-11-2000
				ID 26020 A		16-11-2000
				IT B0980678 A1		02-06-2000
				JP 2002531335 A		24-09-2002
				TR 200002215 T1		21-12-2000
				US 6752265 B1		22-06-2004
				WO 0032499 A1		08-06-2000
<hr/>						
DE 60303549	T2	07-12-2006		AT 317813 T		15-03-2006
				CN 1509959 A		07-07-2004
				DE 60303549 T2		07-12-2006
				EP 1422168 A1		26-05-2004
				ES 2257635 T3		01-08-2006
				JP 2004196423 A		15-07-2004
				US 2004149602 A1		05-08-2004
<hr/>						
US 6364106	B1	02-04-2002		NONE		
<hr/>						
US 2005247583	A1	10-11-2005		NONE		
<hr/>						
EP 2431300	A1	21-03-2012		AU 2011301362 A1		02-05-2013
				CN 103097263 A		08-05-2013
				EA 201390388 A1		30-07-2013
				EP 2431300 A1		21-03-2012
				EP 2616363 A1		24-07-2013
				JP 2013538166 A		10-10-2013
				KR 20130048789 A		10-05-2013
				SG 188518 A1		30-04-2013
				US 2013284621 A1		31-10-2013
				WO 2012034686 A1		22-03-2012
<hr/>						

フロントページの続き

(81)指定国 AP(BW,GH,GM,KE,LR,LS,MW,MZ,NA,RW,SD,SL,SZ,TZ,UG,ZM,ZW),EA(AM,AZ,BY,KG,KZ,RU,TJ,TM),EP(AL,AT,BE,BG,CH,CY,CZ,DE,DK,EE,ES,FI,FR,GB,GR,HR,HU,IE,IS,IT,LT,LU,LV,MC,MK,MT,NL,NO,PL,PT,RO,R,S,SE,SI,SK,SM,TR),OA(BF,BJ,CF,CG,CI,CM,GA,GN,GQ,GW,KM,ML,MR,NE,SN,TD,TG),AE,AG,AL,AM,AO,AT,AU,AZ,BA,BB,BG,BH,BN,BR,BW,BY,BZ,CA,CH,CL,CN,CO,CR,CU,CZ,DE,DK,DM,DO,DZ,EC,EE,EG,ES,FI,GB,GD,GE,GH,GM,GT,HN,H,R,HU,ID,IL,IN,IR,IS,JP,KE,KG,KN,KP,KR,KZ,LA,LC,LK,LR,LS,LT,LU,LY,MA,MD,ME,MG,MK,MN,MW,MX,MY,MZ,NA,NG,NI,NO,NZ,OM,PA,PE,PG,PH,PL,PT,QA,RO,RS,RU,RW,SA,SC,SD,SE,SG,SK,SL,SM,ST,SV,SY,TH,TJ,TM,TN,TR,TT,TZ,UA,UG,US

(74)代理人 100109335

弁理士 上杉 浩

(74)代理人 100120525

弁理士 近藤 直樹

(72)発明者 ベルナルド メラニー モヤ

フィリピン 1609 メトロ マニラ パシグ シティー バランガイ カピトリオ サン イ
サイドロ ストリート 53 ルネッサンス ヒルズ ユニット ケイ

(72)発明者 チュー チュン シン

マレーシア 47820 スランゴル ペタリング ジャヤ ダマンサラ ペルダナ リツツエ
ペルダナ 2 ビー 7-11

(72)発明者 アラン ツイン イク ルン

マレーシア 57000 クアラルンプール バンダー バル セリ ペタリング タマン スリ
エンダー ジャラン 3/149 ビー 5-3-10

F ターム(参考) 3E060 AA03 BA12 BB01 DA30 EA14

3E068 AA21 AB02 AC02 BB08 CC04 CD01 CE02 DD40 DE13 EE25